

令和8年第9回（8月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和8年8月20日（木） 午後3時30分開会
午後5時10分閉会

- 2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3-2

- 3 出席者

教育長	鵜田 道雄	教育長職務代理者	高野 隆晃
委員	若林 洋子	委員	石井 正己
委員	渡邊 智子		

- 4 出席職員

健康こども部 スポーツ振興課長	大久保 治彦	教育部長	高浦 正充
教育部次長 (教育総務課長)	近藤 英明	教育部参事 (学校教育課長)	鈴木 大介
生涯学習課長	西原 崇浩	総合教育センター 所長	矢部 やよい
学校給食センター 所長	塩谷 利之	市民会館長	齊藤 秀夫
平川公民館館長	吉末 孝司	根形公民館館長	大野 正彦
平岡公民館館長	加藤 宏明	郷土博物館長	長谷川 秀明
中央図書館長	柏木 喜男	学校教育課副参事	南 啓介
教育総務課副参事	浦邊 宜文	教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 令和7年度事務対象袖ヶ浦市教育委員会の点検・評価について

議案第2号 袖ヶ浦市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和8年度一般会計補正 予算（第2号））

日程第6 その他報告

（1）令和7年度郷土博物館の運営に関する点検と評価について

（2）令和7年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

（教育長）

令和8年第8回（7月）袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

（教育長）

渡邊委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・教育部長・教育委員から報告】

日程第4 議案

議案第1号 令和7年度事務対象袖ヶ浦市教育委員会の点検・評価について

(教育長)

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

資料9ページ、議案第1号令和7年度事務対象袖ヶ浦市教育委員会の点検・評価について、令和7年度事務を対象とした、袖ヶ浦市教育委員会の点検評価について教育委員会規制行政組織規則第5条第18号の規定により議決を求めるものです。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の点検及び評価を実施したものです。

資料につきましては、参考資料の別冊1をご覧ください。これまで教育委員会議会で説明しておりますので、本日は主要な部分のみご説明いたします。

まず1ページ目「1教育委員会の点検評価の趣旨」についてございます。

(1) 目的・趣旨ですが、教育委員会は事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに公表することが義務づけられております。次に(2)点検・評価の対象及び方法ですが、市教育委員会では市の教育ビジョンの基本目標を実現させるため、4つの目標を設定し、取組を進めているところです。今回の点検・評価は、この4つの目標の施策の方向性ごとに施策の点検・評価シートを作成し、事務対象の点検評価を行い、有識者2名から意見をいただいたところです。

次に「2教育委員の活動状況について」ですが、(1)令和7年度教育長及び教育委員について、(2)教育委員会会議の開催状況については記載の通りでございます。

次に「3点検・評価」についてです。(1)「施策の点検・評価シート」の項目のうち「施策の取組状況」ですが、各施策についての取組内容、結果・成果等を主な施策指標の目標値に対する実績値と達成度を示しており、達成度は「◎、○、△、×」で示しております。次に「評価」では、施策の方向性ごとに評価を行っており、達成度を点数化し「A、B、C」の3段階で評価しました。次に「有識者からの意見」ですが、学識経験者の知見を活用した点検評価を実施するとされていることから、有識者2名からご意見をいただいたところです。

(2)第三期袖ヶ浦市教育ビジョンの施策の点検・評価シートにかかる評価結果についてですが、まず、子どもの分野である「目標1 心豊かなたくましい子どもの

育成を支援します」では、(1)「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進をA、(2)「生きる力」を育む学校教育の推進をA、(3)社会の変化に対応する学校教育の推進をA、(4)学校の教育力の向上をA、(5)安全・安心で質の高い教育環境の整備をAと評価しました。

次に、生涯学習の分野である「目標2 人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します」では、(1)一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実をA、(2)家庭と地域の教育力の向上をB、(3)つながり、支えあう社会教育の充実をAと評価しました。

次に、スポーツの分野である「目標3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します」では、(1)市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備」をB、(2)スポーツ・レクリエーション施設の環境整備をB、(3)スポーツツーリズムの推進をAと評価しました。

次に、文化財・文化芸術の分野である「目標4 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します」では、(1)郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進をA、(2)地域に根ざした文化芸術活動の推進をBと評価いたしました。

施策の方向性ごとの評価は、9ページから28ページとなります。

今回が前期計画の最後の評価となります。来年度より後期計画の評価につきまして、新たに設けた指標により評価をしていきたいと考えております。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野教育長職務代理者)

11ページの主な施策指標「県標準学力検査で県平均を達成した割合」で、中学校の実績値が100%となっていますが、6月の教育委員会委員協議会で提示された実績値とだいぶ変わっていますので、この実績値が変わった背景を教えてください。

(教育部参事(学校教育課長))

標準学力検査の問題は県が作成しており、基本的には数年同じ問題が使われていて、その平均値も予測平均値として決まったものとして示されております。例年6月の時点では、予測平均値で算定しているのですが、令和7年度から問題が変わり、県から予測平均値が示されなかったことから、旧来の平均値で算定した値を6月の協議会で実績値として提示したところです。

その後、最終的な平均値が県から示されたことから、改めて実績値を算定したところ、中学校全てで平均値を超えました。以前からお伝えしているように、本市は全体的に平均に近いところに分布していますので、平均値の多少の上がり下がりで見え方が大きく変動することがあります。実績値が変更になった経緯としては、このような事情によるものでございます。

(高野教育長職務代理者)

6月の協議会資料では、従来の平均値で算定したということですが、今回の平均値が出た時期は、いつ頃でしょうか。

(総合教育センター所長)

確定値が6月に出る予定でしたが、県から送付された時期が7月10日前後位でした。

(高野教育長職務代理者)

意見です。6月の協議会では、実績値が60%台で示され、目標値と比較して低いという印象でしたが、今回、実績値が100%に変更されており、実績値が60%と100%では全然違うので、戸惑いました。先ほど平均値が変更になったことから実績値が変更になったという説明があつてわかったことなので、6月の協議会時に、平均値の考え方について、確定値ではなく変更になる可能性があるという説明をしていただければ、誤解を生じることがなかったように思います。

(渡邊委員)

関連なのですが、県標準学力検査で県平均を達成した割合で、小学校の目標値が85%に対して実績値が63.6%、達成度が△という結果です。課題・今後の方向性の記述で、基礎学力向上支援教員をさらに有効に活用するということが掲げてあります。今後の手立てとして、この他に考えがあつたら教えていただきたいと思います。

(教育部参事(学校教育課長))

学力向上という観点から考えると、各学校の学校教育目標や教育計画に基づいて学校長が編成する教育課程において、学力向上の視点を校長自らが持って、いかに努力いただくかというところに資すると思っています。そういう意味において市教育委員会の立場としては、校長会議や教頭会議の各種会議を用いて、このような資料などを提示しながら、学力向上の必要性や、人の必要性というものを、校長と共有しながら、努力を促していくというところになるかと思います。

基礎学力向上支援教員について記述しましたのは、学力向上の手立てとして基礎学力向上支援教員の人員配置を市の事業として行っているためです。基礎学力向上支援教員の努力で全部の成績が上がるという認識ではなく、あくまで本当に学力的に苦しいお子さんの支援という立ち位置で取り組んでいただいております。学力向上に資する取組としては、市の事業として人員を配置し、それ以外は各学校の努力に資すると考えています。今日の情勢も含めて、市教育委員会としても学力向上に向けて努力していきたいと思っております。

(渡邊委員)

有識者の意見でも危惧されていますし、標準学力検査における学力を上げるの

は難しいことだと感じております。

(石井委員)

先ほど、実績値が変わったとありましたが、点検評価において実績値の変更というのは極めて重要な事項だと思います。文言の「てにをは」の修正はともかくとして、実績値や達成度を修正した事項については、事前に説明いただきたい。全ての変更事項を的確に把握するのは難しいので、そうした重要事項については、会議の場で説明をしていただくようお願いしたいと思います。

もう1点、参考資料の「庁内会議での意見」という記載で「達成度を小中学校一括で評価するのではなく、評価も分けた方が良いのではないか。」という意見があったということですが、前回と今回の資料とも、評価自体は小学校と中学校で分けて評価されていますが、そもそも庁内会議では、どのような意見だったのでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

まず、変更点について先に説明をいただきたいというご意見につきましては、予め変更点を説明のうえ審議いただくのが良かったと反省しており、今後、気を付けてまいります。

次に、資料の内容についてですが、この点検・評価は議会と市民へ公表することになりますので、庁内の政策会議に付議いたしました。その会議で出された意見について、参考資料として記載しております。庁内会議において、例えば小学校・中学校の目標値が分かれている項目については、それぞれ達成度として見せることによって、きちんと分析し今後に繋げることができるのではないかという意見があり、今回の提案となりました。

(石井委員)

具体的な部分ですと、11ページの県標準学力検査の部分については、小学校と中学校を分けて評価されており、6月の教育委員会協議会の資料でも分けて評価していたと思います。前回も今回も分けて評価しており、庁内会議でこうした意見が出された事情が理解できないので、その部分の説明をお願いします。

(教育部次長（教育総務課長）)

6月の協議会時に、1つの施策指標で小中学校を分けて評価すると、指標の比重が変わってくるというご意見をいただきましたので、例えば11ページの県標準学力検査で県平均を達成した割合について等、小学校・中学校の実績値を平均して1つの達成度として修正し、庁内会議に付議しました。その庁内会議において、教育委員の意見も踏まえて付議したものであると説明しましたが、平均して達成度を出すのではなく、達成度が小中学校で△と◎の明らかに違うものが、○という結果になってわからなくなってしまうので、きちんと分けるべきであるという意見が出され、今回、改めて達成度を分けて付議した経緯でございます。

(石井委員)

前回の発言では、1つの施策指標の中で、目標値毎の達成度に対する点数を合計して、その数で割ると、例えば小中学校で目標値を2つに分けている指標の比重は、他の施策指標と比べて2倍になるので、それはおかしいのではないかという話をしました。小中学校を分けて評価すること自体は良いと思いますが、計算の仕方が問題で、1つの施策指標の目標を分ければ分けるほど、その施策指標の比重が高まってしまうので、点検評価の考え方は、各施策指標の比重は同じという前提があるので、その点でおかしいのではないかという話をしましたが、今回はどのように計算されたのでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

最終的に達成度の比重の計算については、施策指標内で目標値が分かれている場合は、それぞれを合計して計算しております。施策指標内で異なる目標値を掲げている施策については、目標値の項目が分かれば分かれるほど、その比重が変わってくるという部分も説明いたしましたが、それぞれ分かれているものを合計して評価すべきということで、庁内会議で決定したものです。

(石井委員)

単純に全て合計して項目数で割ったのか、小中学校で目標値を分けている部分は、例えば達成度から換算した数値を2分の1に操作したうえで、あくまで主な施策指標の数で割っているのかというのを伺いたい。

(教育部次長（教育総務課長）)

今回は、主な施策指標の数ではなく、達成度の数で割っています。例えば11ページであれば、主な施策指標は9つありますが、目標値・達成度は12ですので12で割っています。

(石井委員)

その計算の仕方は、おかしいと思います。例えば、主な施策指標が2つあって、そのうちの1つの指標内で小学校1年生から中学校3年生までの9項目に分かれる場合、その9項目に分かれている点数で全体の評価が決まってしまうことになります。極端な例ですが、そういう事態になりかねないので、今の計算の仕方がおかしいとお伝えしています。

(教育部次長（教育総務課長）)

そのような考え方についても説明したところですが、庁内会議において、1つの施策指標を小中学校で分けているのであれば、小中学校それぞれ分かれているものを1つずつとして計算すべきという意見がありましたので、ご理解ください。

(石井委員)

庁内会議でそのような話が出たかもしれませんが、計算の仕方は点検評価の根本的な考え方になるので、もう少し教育委員会の意見について強く主張すべきだったと思います。やはり、この評価の仕方は合理的ではないと思います。

(教育長)

この件に関して、庁内会議で教育委員会の考え方をうまく説得できなかった経緯があります。来年度に向けて、評価については精査してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

(高野教育長職務代理者)

鈴木課長の説明で、学力のことはわかりました。この点検評価の内容が市のホームページに掲載されると、小学校の実績値が低い結果なので、袖ヶ浦市の小学校の学力が低いというように誤解する人がいるのではないかと危惧しています。質問をして、袖ヶ浦市のこども達の点数が平均点付近の位置にあるため、必ずしも学力が低いわけではないとわかるのですが、点検評価の内容だけを見て学力が低いと受け止めてしまう恐れもあり、学力検査も学力を測る物差しではありますが、この検査だけが学力を測るものではないという周知が出来れば、誤解がないのではないかなと思います。学力は、どのように見れば良いのか教えていただきたいです。

(教育部参事(学校教育課長))

学力観という議論になるかもしれませんが、こういったテストは学力の一側面であり、全国学力・学習状況調査においても世間的な評価における学校間格差を無駄に助長するという事で、分析の公表はありますが、数字として公表されていません。よく認知能力と非認知能力があり、数値化できるものと数値化できない個々の子どもの力というものが当然あるので、人格の完成を目指してという目標に向かい様々な教育活動を行っておりますが、公表する指標として包括的な学力を表すような指標として数値化していくというのは、かなり難しいことかなと思っています。例えば、この施策指標にも「挨拶がよくできる」児童生徒の割合がありますが、現時点で今ご指摘いただいたような一側面の数字だけじゃなく、もう少し包括的な指標なり数値なりは少し難しいと考えているのが現状です。

(高野教育長職務代理者)

なかなか結論が出ないと思いますが、学力という言葉がここにだけ出てくるので、これだけで見られてしまうのが怖いと思います。小学校の実績値が今回下がっているの、そのように見る人がいると説明が大変だなと思いました。

(教育長)

議案第1号について、賛成される委員の挙手を求めます。

(教育長)

議案第 1 号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第 2 号 袖ヶ浦市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第 2 号について、事務局の説明を求めます。

(教育部次長 (教育総務課長))

定例会資料 10 ページ、議案第 2 号袖ヶ浦市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により議決を求めるものであります。

提案理由ですが、袖ヶ浦市奨学資金において、借受人を雇用する企業等が、借受人に代わって奨学資金を返還することができるよう、所用の改正を行うものでございます。

改正内容については、14 ページの新旧対照表の第 2 条では字句修正を行い、これまで「教育委員会」という記載であったものを「袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に改正するものです。

主な改正となる第 15 条には、新たに代理返還を追記するものです。通常、借受人本人が奨学資金を返済しますが、昨今の状況を受け、新たに奨学資金を借りている者を雇用している企業等が借受人に代わり直接返還できるようにするものです。まず、第 15 条第 1 項では「借受人を雇用する企業等であって、当該借受人に代わって奨学資金を返還する企業等（以下「返還企業」という。）は、就業規則、賃金規程その他従業員に周知された文書等の規定に基づき、借受人に代わって奨学資金を返還（以下「代理返還」という。）することができる。なお、代理返還を行う場合においても、奨学資金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、返還企業に移転するものではない。」とし、第 2 項では「代理返還を開始しようとする返還企業は、借受人と連署した奨学資金代理返還申出書（様式第 18 号）を教育委員会に提出するものとする。」とし、第 3 項では「教育委員会は、必要と認めるときは、前項に規定する奨学資金代理返還申出書のほか、雇用関係の事実を証する書類その他必要な書類を提出させることができる。」と規定するものです。

また、新たに第 16 条として代理返還の中止について「代理返還を中止しようとする返還企業は、奨学資金代理返還中止申出書（様式第 19 号）を教育委員会に提出するものとする。」と規定するものです。以降、第 15 条以下が第 17 条以降に繰り下げとなります。様式については、16 ページ以降となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

貸付奨学金の返済については、大きな問題になっているので、こうした取組は、大変良いことだと思います。この代理返還の制度創設については、企業からこのような制度を行いたいというような働きかけというものがあつたのでしょうか、それとも市としての規定の整備でしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

きっかけは借受人からの問い合わせによるものです。市の奨学資金の他に、日本学生支援機構からも貸付けを受けており、就職した企業が日本学生支援機構の代理返還をしてくれる企業だったので、市でも代理返還できないだろうかということでした。

その方だけではなく、社会の現状として各企業において若手の人員不足等があり、様々な人員確保の策を講じる一つとして、このような代理返還制度を行っている企業もありましたので、今回、規定を整備するものです。

10月施行としているのは、今年度に就職された方の返還が10月から開始されますので、周知期間も含めて今回の8月定例会で付議したものでございます。

(石井委員)

内容については理解できました。

この制度内容は良いのですが、制度に付随して心配事があります。企業が従業員に金銭的なメリットを付与する形になり、給与を増やしたのと同様に所得税が増える恐れがあるかと思います。いくつか他市のホームページを見たところ、日本学生支援機構の奨学金の代理返還については、非課税になると記載がありました。根拠まで調べていないので、本当に非課税になるのかはわかりませんが、今回の制度は市独自の奨学金について行うものですので、日本学生支援機構の奨学金が非課税になるとしても、同様に非課税になるのかがわからないので、市の税務部門に制度の施行前に相談された方が良いと思いますが、その辺りについてはいかがですか。

(教育部次長（教育総務課長）)

税務署等にも相談しており、企業が給与でなく福利厚生の一つとして支出すれば、非課税の通勤手当のように非課税扱いになると確認しました。また個々の市町村と企業との協定の必要性についても問合せましたが、不要であると回答をいただきました。

(若林委員)

良い制度だなと思いました。資料3ページの袖ヶ浦市奨学資金貸付条例第8条に、高等学校等とありますが、その範囲について教えてください。

(教育部次長 (教育総務課長))

市の奨学資金については、高校、大学または短大、専門学校まで対象としています。

(若林委員)

中学生で高校のサポート校を目指さなければならない生徒が増えている現状があると思いますが、サポート校はどのような扱いになりますか。

(教育部次長 (教育総務課長))

通われるサポート校が学校教育法上の学校となるのであれば対象になります。

(教育部参事 (学校教育課長))

サポート校という言葉の定義が確立されていないと思うのですが、恐らくは、学校法人としての学校と提携しているサポート的な学ぶ場、そこでの学びを高校の卒業認定単位としてもらえるような学校がサポート校と言われるところが多いかと思います。そうすると、委員のおっしゃるように、高校として扱われるのではないかなと思います。スクール的な居場所というのもあると思いますが、サポート校と言われているものについては、高校卒業資格が取れることをアピールしています。

(高野教育長職務代理者)

市の奨学金は、月に最大でいくらまで貸付けされますか。代理返還する場合、企業は一括返還するのか、それとも分割して部分返還するのか仕組みを教えてください。

(教育部次長 (教育総務課長))

市の貸付けしている奨学資金は、月毎に支払われ、通常の上学期間のみが対象です。卒業から半年後に返還開始となり、返還計画を立てて計画に基づいて返還していただきますが、一括で返還する方もいますし、最大10年の分割で返還することもできます。

今回の代理返還は、本人ではなく企業から市へ直接返還していただくことになり、本人と企業でどう返還するかを決めていただき、市へ申出いただくことになる新しい制度ですが、就労期間もありますし、一括返還は考えにくく、月毎に返還するようになるかと考えております。

(高野教育長職務代理者)

月の貸付額は最大いくらになりますか。また、無利子でしょうか。

(教育部次長 (教育総務課長))

私立4年生大学の場合は月に4万3千円になり、無利子です。

(高野教育長職務代理者)

現在、貸付中と返還中の人数はどの程度でしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

貸付中が約30人、返還中が約130人になります。

(高野教育長職務代理者)

返還中の方でも、企業が代理返還を行う場合は、対象になるということでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

新たに設けた規定ですので、既に返還中の方にも周知を行います。返還中であっても、企業が代理返還可能であれば対象となります。

また少し話は異なりますが、市の商工観光課において代理返還制度を行う市内企業に対して補助を行うということもあり、先ほど規定を設けた要因でお伝えし忘れたのですが、従業員確保のために代理返還を行う市内企業があった場合に、日本学生支援機構の奨学金だけでなく、他の奨学金についても代理返還する場合に、企業振興の観点から企業へ助成する制度を策定したということもあり、今回、新たにこのような制度を策定しました。

(教育長)

議案第2号について、賛成される委員の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和8年度一般会計補正 予算（第2号））

(教育長)

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

(教育総務課副参事)

次第資料21ページをご覧ください。報告第1号臨時代理の報告について（令和8年度一般会計補正予算（第2号））の事項について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものです。

臨時代理を行った理由は、令和8年第4回（9月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別紙のとおり市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったものです。

22ページが臨時代理書で、令和8年第4回（9月招集）袖ヶ浦市議会定例会提出議案に同意することについて、令和8年7月30日付けで、臨時に代理したものです。23ページと24ページは、令和8年7月29日付けで市長から教育長あてに意見を求められた写しと、同年7月30日付けで教育長から市長へ、同意する旨を回答した写しです。

次に補正予算案の内容について、ご説明いたします。25ページから27ページは、今回の補正予算案に関する予算科目や事業名称、金額について、財政部局から送付されたものです。

補正予算案の内容につきましては、参考資料に記載しておりますので、参考資料でご説明いたします。参考資料の27ページをご覧ください。

まず、歳入予算について、教育総務課の奨学資金貸付金返還金過年度分ですが、滞納繰越分の奨学金の返還金について納付があったことに伴い、21万5千円を計上するものです。その他の雑入ですが、昭和中学校における漏水の発生に伴って、上下水道料金の還付が発生したことにより、12万5千円を計上するものです。歳入予算につきましては、合計で34万円の増額補正となります。

28ページから歳出予算となり、主な内容のみご説明いたします。

まず、全体に係る部分ですが、令和8年4月より会計年度任用職員に係る通勤手当の単価が改定されたことに伴い、各所属において増額補正をしております。補正額はそれぞれ記載のとおりです。次に、学校教育課の学校教育事務事業ですが、民法改正に伴う就学事務システムの改修費用と先ほどの会計年度任用職員の通勤手当の単価改定などにより、183万6千円を減額補正するものです。また、学校給食センターの給食センター運営費と共同調理事業ですが、賄材料費を減額し、その減額分を給食非喫食者支援給付金として計上する等により、それぞれ145万6千円の増額及び134万2千円を減額するものです。さらに、中央図書館の長浦おかのうえ図書館運営事業ですが、消防設備点検で指摘のあった避難誘導灯修繕費用として、49万5千円の増額補正をするものです。その他、大型提示装置や電子黒板の修繕費などの補正予算を合わせまして、教育委員会所管の歳出予算につきましては、合計で551万8千円の増額補正となります。

（教育長）

委員に質疑を求めます。

（石井委員）

歳出予算の中に、駐車場に関する通勤手当の補正がいくつかの項目にあります。その内容について教えてください。

(教育総務課副参事)

昨年度の国の人事院勧告中で、交通用具にかかる通勤手当の単価の増額、それと駐車場にかかる通勤手当の新設ということで、駐車場の部分については、例えば市役所や個人で駐車場を借りて駐車場代を払っている場合に、今までは手当が出ていなかったのですが、この4月から手当が出るようになりました。1ヶ月あたり5千円を上限とする通勤手当が新設をされたので、それに対応するため今回の補正予算で計上しているものです。

(石井委員)

市役所の駐車場代は1ヶ月いくらですか。

(教育総務課副参事)

市役所の駐車場は1ヶ月900円で、今まで職員が払っています。

(石井委員)

学校はどうなっていますか。

(教育長)

学校は、市職員は払っていますが、県職員は払っていません。

日程第6 その他報告

(1) 令和7年度郷土博物館の運営に関する点検と評価について

(教育長)

その他報告(1)について、事務局の説明を求めます。

(郷土博物館長)

令和7年度郷土博物館の運営に関する点検と評価についてご説明いたします。まず、会議資料の28ページをご覧ください。博物館法第9条及び博物館の設置及び運営上の望ましい基準第4条において、博物館の運営状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するように努めなければならないと規定されております。これらの規定に基づき令和7年度の郷土博物館の運営について点検と評価を行ったことから、その結果について報告を行うものでございます。

29ページにあります公表までのスケジュールですが、今回の点検・評価につきましては、今年3月の博物館協議会で意見を伺い、7月17日に開催いたしました令和8年度第1回博物館協議会にて、承認をいただいたものになります。今後の予定としましては、9月上旬にホームページでの公表を予定しております。

続いて、参考資料の別冊2「令和7年度博物館の運営に関する点検と評価」をご覧ください

ください。今回の点検・評価は、1 ページ中段に記載の、「地域博物館として果たす4つの使命」を遂行するため、7つの活動目標とその活動目標を達成するためのアクションプラン『袖ヶ浦市郷土博物館の使命－そではなく35の展望－』に基づき、令和7年度の博物館運営について点検・評価を行うものとなっております。そではなく35の展望につきましては、別添資料の別冊3として添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に「2. 評価の方法」をご覧ください。評価の方法は、そではなく35の展望に記載した「35のあるべき姿」の取り組み項目の達成率により、7つの活動目標について、「A」「B」「C」の3段階で評価いたします。

評価方法の詳細につきましては、議案第1号の教育委員会の点検・評価と同一となっておりますので省略させていただきます。

資料の3ページ、4ページは、評価結果の一覧となっております。内容については、1つ目の活動目標「1 地域の資料を守る－資料の収集と保管－」につきましては、①から③の3項目全て◎、平均30点、評価はA、ページ中段の「2 地域を探り、発信する－調査研究と成果活用－」については、④から⑨の6項目のうち、◎5個、×1個、平均25点、評価はAとなりました。×となった⑦地域の自然・環境に関する継続的な調査研究については、指標として自然系の調査研究と事業を2回予定しておりましたが、学芸員の人事異動等に伴い野鳥観察会の1回のみで開催になったことによるものです。

次に「3 学習・知的交流の拠点になる－展示更新と情報発信－」については、⑩から⑳の11項目のうち、◎8個、○2個、×が1個、平均25.5点、評価はAとなりました。×となった⑯市民ニーズを反映した内容の講座開催については、指標として設定した講座でのアンケート調査について、アンケート実施が徹底できておらず、目標3回に対して実績1回という結果になりました。今後は、アンケートの配布を徹底していきたいと考えております。

次に、資料4ページ「4 地域のつながりを活かす－市民参画と地域連携－」については、㉑から㉕の5項目のうち、◎4個、△1個、平均26点、A評価となりました。△となった㉕社会教育機関等とのつながりや地域企業等との交流強化による市民の学び・交流のサポートについては、指標とした他団体との連携事業の実施回数が、目標3回に対し、君津地方公立博物館協議会での他館と協働での研修会の開催と令和7年度県博物館協会の会長として運営した実績の2回となり、△となりました。

次の「5 安心・安全な施設にする－施設の維持管理と来館者への配慮－」ですが、㉖から㉘の3項目のうち、◎2個、×1個、平均20点、B評価となっております。×となった㉘危機管理マニュアルを整備及び防災訓練の実施については、指標として、地震と火災の年2回の防災訓練の実施を目標としておりましたが、火災訓練しか実施できなかったため×となったもので、今後は9月に地震、1月に火災の2回を年間スケジュールに位置付けて確実に実施したいと考えております。

次に「6 博物館の社会的役割を意識する－地域への貢献－」については、㉙から㉛の3項目のうち、◎2個、○1個、平均26.7点、A評価となっております。

最後に「7 博物館の個性を生かし、能力を伸ばすー自己研鑽と研修参加ー」については、㊸から㊹の4項目全て◎、評価はAとなっております。

4 ページの一番下をご覧ください。令和7年度の評価結果は、35項目中、◎28個、○3個、△1個、×3個、7つの活動目標毎の評価では、A評価6個、B評価1個という結果となりました。

5 ページから24 ページには、各項目の成果や課題等の詳細を記載してございます。

25 ページは、令和7年度の点検・評価の取りまとめとなっており、今後の方向性等も記載してございます。今回の点検・評価を踏まえ、令和8年度は博物館運営の改善や様々な事業に取り組んでまいります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

(2) 令和7年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価について

(教育長)

その他報告(2)について、事務局の説明を求めます。

(中央図書館長)

資料30ページ、令和7年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価についてをご覧ください。

図書館法では、第7条の3及び第7条の4において、図書館が自らの運営状況について評価を行い、その結果に基づき、運営の改善のための必要な措置を講じ、運営状況に関する情報を地域住民等へ積極的に提供するよう努めなければならないことを規定しています。これらに基づき令和7年度の図書館の運営について点検と評価を行ったことから、その結果について報告を行うものでございます。

次ページの公表までのスケジュールですが、7月に開催した令和8年度第1回図書館協議会にて、今回の点検・評価について委員の意見を伺い承認をいただいております。今後、本日の教育委員会定例会で報告後、9月上旬にホームページでの公表を予定しております。

続いて、別冊4「令和7年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価について」をご覧ください。1ページ「◎令和7年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価の評価方法」ですが、袖ヶ浦市第4次図書館サービス網計画において、数値目標を設定した指標は、サービス内容(1)「資料及び情報の収集、提供等」に対応するサー

ビスの評価指標（①～⑪）と、サービス内容（２）「利用者に応じたサービス」（３）「多様な学習機会の提供」に対応する参考指標（⑫～⑳）とで構成されています。これらの指標のうち、参考指標については主に活動指標であることから評価の対象とせず、成果指標が主である①～⑪のサービス評価指標の達成度に基づいて評価するものとして例年行っております。

２ページ「１ 点検」については、令和７年度に行った図書館サービスの取組を、第４次図書館サービス網計画のサービス内容（１）（２）（３）のシートに分け、「取組内容」「指標の実績値」「成果・効果」「課題」「今後の対応」「図書館協議会の意見」を記載しております。

「２ 評価」については、他の部門の評価方法とご覧の通り同様な方法にて評価し、目標値に対する達成度を４段階で表示し、平均値を全体評価としてＡＢＣの３段階で表示しております。

３ページ、袖ヶ浦市第４次図書館サービス網計画に定めるサービス評価指標の令和７年度における達成度は表の通りとなりました。サービス評価指標１０項目の達成度点数合計点２２０点を項目数１０で除した平均点は２２点となり、全体評価はＢとなりました。

４ページは総括となります。令和７年度は、サービス評価指標では９項目が達成率８０％以上、うち達成率１００％を超えた項目は②、⑧、⑩の３つの項目でした。なお⑥の１項目が達成率８０％未満でした。達成率８０％以上１００％未満の６つの項目の要因等は記載の通りとなります。そして、達成度８０％以下となった⑥年間市民新規登録者数の対策も含め、今後も利用拡大と貸出冊数増のため、様々な媒体を利用した利用案内の発信など、多くの市民の来館の契機となるような図書館利用への働きかけを行うよう努めていきます。

５ページ、サービス内容（１）「資料及び情報の収集、提供等」は、６ページの表の通りの実績値及び達成度になりました。①図書館資料の収集、②貸出サービス、③レファレンス・情報提供サービスの取組内容はご覧のとおりです。６ページ以降は、サービス内容（１）に対する、成果・効果、課題、今後の対応、図書館協議会の意見を記載しております。

８ページ、サービス内容（２）「利用者に応じたサービス」の取組状況シートについてです。利用者に応じたサービスの実績値及び達成度は、１０ページの表の通りとなりました。①乳幼児と保護者に対するサービス、②児童・青少年に対するサービス、③成人に対するサービス、④高齢者に対するサービス、⑤図書館利用に障害のある人に対するサービス、⑥多文化サービスの取組内容はご覧のとおりです。１０ページ以降は、サービス内容（２）に対する、成果・効果、課題、今後の対応、図書館協議会の意見を記載しております。

１２ページ、サービス内容（３）「多様な学習機会の提供」について、実績値及び達成度は１３ページの表の通りとなりました。①学校との連携、②関係機関との連携、③ボランティア活動等の推進、④図書館からの情報発信の取組内容はご覧の通りです。１３ページ以降は、サービス内容（３）に対する、成果・効果、課題、今後の対応、図書館協議会の意見を記載しております。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野教育長職務代理者)

意見として。博物館も同様なのですが、目標に対しての来館者数が下回っています。図書館の説明で、様々な媒体を利用して発信するとありますが、若い人達は紙媒体で情報を得ることが特に少ないと思います。お寺もそうですが、印刷物を増やしても来場者は増えない。

市の公式LINEもありますが、若い子達はLINEで情報を得ることが少なく、InstagramやTikTokなどの1分程度のショート動画で情報を得ることが多い傾向があるようなので、若い職員がいると思うので、ショート動画等を駆使して図書館の魅力だとか博物館の魅力だとか、凝縮した情報を流し続けることで来館者数が増えたりもするので、Instagramなどで展示会などの凝縮した情報を流していくなど工夫が必要だと思います。SNSを盛んにやっている図書館や博物館が人気あるという傾向が見受けられるので、取り組んでいただきたいと思います。

以上